

岩手県公安委員会審査請求手続規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

岩手県公安委員会

委員長 小野 公代

岩手県公安委員会規則第6号

岩手県公安委員会審査請求手続規則の一部を改正する規則

岩手県公安委員会審査請求手続規則（平成28年岩手県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(審理官に関する規定の適用除外)</p> <p>第28条 情報公開条例（平成10年岩手県条例第49号）第18条に規定する審査請求及び個人情報保護条例（平成13年岩手県条例第7号）第38条に規定する審査請求については、第3条の規定は、適用しない。</p>	<p>(審理官に関する規定の適用除外)</p> <p>第28条 情報公開条例（平成10年岩手県条例第49号）第18条に規定する審査請求、<u>公文書の管理に関する条例（令和4年岩手県条例第20号）第25条に規定する審査請求並びに個人情報の保護等に関する条例（令和4年岩手県条例第49号）第12条第1項第1号及び第4号</u>に規定する審査請求については、第3条の規定は、適用しない。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。